

# STOP! 不法投棄



不法投棄とは、決められた場所以外にごみを捨てることです。量やその大きさに関係なく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為であり、懲役または罰金、もしくはその両方が科せられます。軽い気持ちで行う空き缶やタバコのポイ捨てなど軽微なものも、不法投棄です。景観を壊し、環境に悪影響を与える不法投棄をなくしましょう。

## ⚠ 本市の現状

本市の不法投棄通報件数は、この5年間で少しずつ増えていますが、回収・処理した量は、不法投棄が多かった18年度と比較し、大幅に減っています。これは、市民の皆さんの監視の目が厳しくなり、積極的に通報してくれる人が増えてきているからと考えられます(図1・2)。

一方でポイ捨てのような小規模の不法投棄は、依然として多い状況です。

図1 不法投棄通報件数

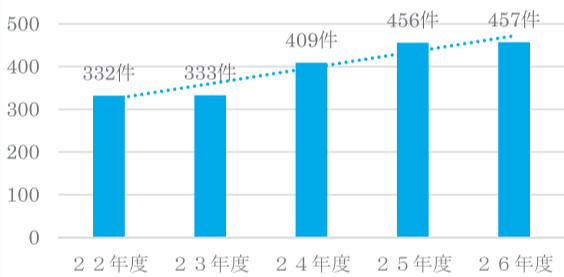
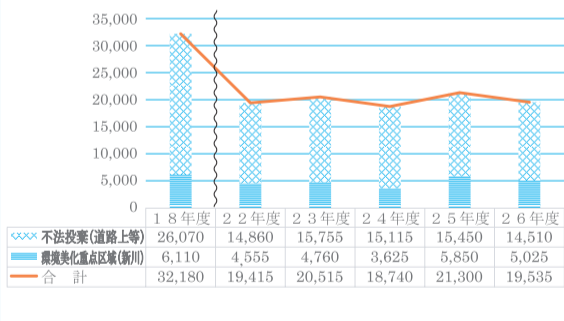


図2 不法投棄処理量 (単位：キログラム)



## ⚠ 不法投棄をなくすために… さまざまな不法投棄対策

### ①24時間高性能カメラで監視

本市では不法投棄監視装置を不法投棄されやすい場所に設置しています。夜間でも撮影できます。



▲高性能カメラで監視

### ②不法投棄連絡員の設置

地域の環境を守るためのボランティアを募集し、市長が委嘱しています。連絡員は、不法投棄に関する通報や、市が企画する駅前で行うポイ捨て防止啓発活動で不法投棄防止啓発活動を行っています。今年度の不法投棄連絡員は16人で市内各地にいます。

不法投棄連絡員は随時応募を受け付けています。お住まいの地域の環境を守ろうという心意気のある人は、クリーン推進課へお問い合わせください。

### ③不法投棄通報者に報償金を支給

不法投棄を発見し通報した人に対して、次のア～ウの条件を満たした場合には、1万円の報償金を支払っています。

ア ごみ等が良好な生活環境の確保に支障のあるものであるとき

イ ごみ等の不法投棄を行った人が判明したとき  
ウ ごみ等の不法投棄を行った人が自ら当該ごみ等を撤去したとき

### ④市職員によるパトロール

「ポイ捨て防止に関する条例」では新川遊歩道沿いを、「環境美化重点区域」と位置付けており、毎月2回パトロールを行っています。

また、市内の不法投棄されやすい場所のパトロールを行っており、6月の環境月間や不法投棄の多い年末などには、夜間も実施しています。

さらに、不法投棄の状況に応じ、休日や夜間でも臨時にパトロールを行うことがあります。

## ⚠ 買い子に注意しましょう

「不用品を無料で回収します」などの放送をしながら、市内を巡回する「買い子」と呼ばれる不用品回収業者がおり、無料回収や買い取りと言いつつ、代金を請求するなどの事案が発生しています。市の許可業者以外が家庭の廃棄物を有料で収集運搬することは法律違反です。なお、業者が不法投棄した場合、依頼人に処理責任が生じることもあります。



△廃品回収のトラック

## ⚠ 不法投棄を発見したら ☎0120-844-530へ通報を

不法投棄を発見した場合、職員が確認する必要があります。触らずに不法投棄通報受付専用電話☎0120-844-530☎484-3284にご連絡ください。「発見した日時、場所(地番や目印となる建物等)、捨てられている状況(具体的な廃棄物、数量、形状など)、捨てたと思われる人の情報(車のナンバーなど)、通報者の連絡先(名前、電話番号)」などを正確に伝えてください。夜間・休日でも、留守番電話に録音できます。後日確認してご連絡します。

※不法投棄をしている人をみかけても、危険なので絶対に声はかけないでください。

## 市からのお知らせをご覧ください

毎月、ごみの収集に関するお知らせは、広報紙に掲載しています。12月や年末年始のごみ収集日は、次のページをご覧ください。ごみは分別し、決められた日に出してください。ルールを守ってきれいな八千代市に。

お問い合わせは  
クリーン推進課☎483-1151へ

広告